

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 （ a ） に基づくものです。 〕

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

- 1 件名
食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正
- 2 対象
食品添加物（亜セレン酸ナトリウム）
- 3 趣旨及び目的
新たに亜セレン酸ナトリウムを食品添加物として指定し、その使用基準及び成分規格を設定する。
- 4 施行予定日
公布後、速やかに施行の予定
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2
TEL 03-5253-1111 内線 2453, 2459
FAX 03-3501-4868

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 （ a ） に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

- 1 件名
食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正
- 2 対象
食品添加物（アスパラギナーゼ）
- 3 趣旨及び目的
食品添加物アスパラギナーゼの規格基準を改正する。
- 4 施行予定日
公布後、速やかに施行の予定
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2
TEL 03-5253-1111 内線 2453, 2459
FAX 03-3501-4868